家きん経営災害緊急支援対策事業に係る非常用電源管理利用規程

令和　年　月　日　制定

（目　的）

第１条　この規程は△△農業協同組合（以下「△△」という。）が、緊急時の経営継続を図るため、家きん経営災害緊急支援対策事業（以下「事業」という。）により整備した非常用電源を善良な管理のもとに、効率的に使用することを目的とする。

（非常用電源の範囲）

第２条　この規程により管理利用する非常用電源は、事業により取得したものとする。

（非常用電源の管理及び委託）

第３条　△△は、事業により取得した非常用電源の維持管理に努めるものとし、必要に応じ非常用電源を△△の構成員等（以下「借受者」）という。）に貸付、その管理を委託することができる。

（管理台帳の備え付け）

第４条　△△は、非常用電源の適正な維持管理に必要な管理台帳を備え付けなければならない。

（貸付契約の締結）

第５条　△△は、第３条により非常用電源を貸付ける場合は、非常用電源の設置場所又は保管場所、非常用電源の貸付料、貸付期間、その他必要な事項を定めた契約書を借受者と締結するものとする。

（その他、必要な事項）

第６条　この規程、畜産経営等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和５年３月３０日付け４農畜機第７２５８号）及び畜産経営総合対策緊急支援事業（家きん経営災害緊急支援対策事業）実施要領（令和　年　月　日付け　発第　　号）等に定めのない事項については、△△と借受者が協議の上、決定するものとする。